

平成22年11月12日

於・三番町共用会議所「三番町大議室」

水産政策審議会 第48回資源管理分科会議事録

水 産 庁

水産政策審議会第48回資源管理分科会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成22年11月12日 午後13時30分

閉会 平成22年11月12日 午後15時09分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員	櫻本 和美	須能 邦雄	寺本 紀久	東村 玲子
	福島 哲男	宮原 邦之	安元 杏	山下 東子
特別委員	今村 博展	金田 一義	島貫 文好	嶋野 勝路
	徳島 惇	西野 正人	八木田 和浩	山田 邦雄
	妻 小波			

3 水産庁側出席者

山下水産庁次長	江口資源管理部長	森企画課長補佐
内海管理課長	木島資源管理推進室長	長谷沿岸沖合課長
花房遠洋課長	香川漁場資源課長	

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1	開 会	1
2	議 事	
	(諮問事項)	
	諮問第181号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について	2
	諮問第182号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について	17
	諮問第183号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（日本海の海域）の公示について	19
	諮問第184号 漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について	20
	(審議事項)	
	すけとうだら（太平洋系群）TACについて	22
	(報告事項)	
	①指定漁業の許可及び起業の認可の状況について	33
	②第1種特定海洋生物資源の採捕数量について	34
	(その他)	34
3	閉 会	35

1 開 会

○内海管理課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第48回資源管理分科会を開催いたします。

本日は、皆様お忙しい中をお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

初めに、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員9名中、梶委員が所用のため欠席でございます。8名の方が出席されておられますので、定足数を満たしており、本日の資源管理分科会は成立していることを御報告申し上げます。

審議に入ります前に、お手元の資料を御確認させていただきます。

袋の中に入っていると思いますが、お出しいただきます。

最初に、「第48回資源管理分科会議事次第」という一枚紙。

その次に、資料一覧。

それから、資料1としまして、委員の名簿。

それから、資料2としまして、今回のTAC設定に関する諮問文。

それから、別紙としまして、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」がございます。

資料2-1が、その新旧対照表。

資料2-2が、23年TAC設定のポイント（案）という資料でございます。

資料2-3が、TACの配分総括表。

資料2-4が、TAC案についてという横長の紙でございます。

資料2-5が、資源評価結果についてという資料でございます。

資料2-6が、漁獲努力可能量制度についてという資料でございます。

それから、資料3は、「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について」ということで、諮問第182号。

資料4が、「漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示につ

いて」ということで、諮問183号。

資料5が、「漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について」、諮問184号の資料でございます。

それから、資料6、「スケトウダラTACについて」という資料がございます。

資料7で、「漁業法第64条に基づく指定漁業の許可及び起業の認可の状況報告について」という報告の紙でございます。

資料8が、「第1種特定海洋生物資源の採捕数量」という表題で用意した資料でございます。

若干資料の数が多いと思いますが、もし欠落等ありましたら御指摘いただければと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、議事に入りたいと思いますので、分科会長、よろしくお願いいたします。

2 議 事

(諮問事項)

諮問第181号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

○櫻本分科会長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。

本日は、諮問事項が4件、審議事項が1件、報告事項が2件でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会令第5条第6項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となります。よろしくお願いいたします。

それでは、早速諮問事項に入りたいと思います。

諮問第181号の「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」、事務局から説明をお願いいたします。

○内海管理課長 管理課長の内海でございます。

諮問第181号、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」というものについて御説明いたします。

お手元の資料2が今回の諮問の内容でございます。

まず諮問文を朗読させていただきます。

22水管第1527号

平成22年11月12日

水産政策審議会

会長 櫻本 和美 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本
計画の検討等について（諮問第181号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成21年11月20日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

本諮問では、平成23年のまあじ、まいわし、するめいかの漁獲可能量、TACでございますが、これの設定を行います。それから、もう1点が平成23年の漁獲努力可能量、これはTAE、タエと呼んでおりますが、この設定。この2点について今回御審議をいただくものであります。

まず最初の1点目、平成23年のTACの設定についてでございますが、具体的数量を説明する前に、まず個々の特定海洋生物資源の動向について漁場資源課長のほうから御説明申し上げたいと存じます。

○香川漁場資源課長 漁場資源課長の香川です。それでは、説明させていただきます。

資料2-5をごらんください。「平成22年度我が国周辺水域主要魚種の資源評価結果について」という資料でございます。

水産庁におきましては、毎年さまざまな調査、解析を実施いたしまして資源評価を行っております。その評価に基づきまして、資源状態の把握でありますとか、ABC、いわゆ

る生物学的な許容漁獲水準の算出を行っているところでございます。本日御説明するのは、来年23年漁期のABCということでございます。

また、一昨年度の資源評価より資源評価の提示方法について見直しを行っております。それ以前は1つの漁獲シナリオに基づいて算出しましたABCのみを提示してきましたが、同じ資源状態でも前提条件が変われば算出されるABCも変わります。例えば5年で回復させるのか、あるいは10年で資源を回復させるのか、どの水準まで資源の回復を目指すのかというさまざまな管理のバリエーションがございます。そのために複数の漁獲シナリオによるABCを提示し、併せてそれぞれのシナリオについてのリスクをわかりやすい形で提示し、TAC設定の検討のために提示をしております。

資源評価で使用する用語については1ページ目の下の欄をごらんください。

資源水準については過去20年以上にわたる資源量の推移から高位、中位、低位の3段階で区分しております。

資源動向につきましては、資源量の過去5年間の推移から、増加、横ばい、減少傾向という表示をしているところでございます。

それでは、時間の関係もございましたので、要点のみを御説明させていただきたいと思っております。

1ページめくっていただいて、さんま太平洋北西部系群でございます。

これによりますと、2009年の漁獲量は、30.8万トンと2年連続30万トンを超えて、CPEも高い水準でありました。資源量といたしましては、2009年から減少傾向で、2010年は、ここにごございますように、約221万トンということになっており、2003年以降、一番低い、最低の水準でございます。そのため、資源水準は、昨年の高位から中位に下がり、資源動向は減少というふうに判断しております。次漁期ABCにつきましては、必要な親魚量を確保することを基本といたしまして、我が国水域でのABCを13.9から42.3万トンに算定しております。

次、めくっていただきますと、次からすけとうだらでございます。

すけとうだらにつきましては、北海道、東北周辺を4つの評価単位に分けて評価をしております。

まず、すけとうだら太平洋系群でございます。4つの評価単位の中で最も大きな資源でございます。近年卓越した年級群の発生が見られていないことから、資源量については横ばいという評価をしております。資源量については、2009年度は87.3万トンでございます。

ただし、親魚量につきましては、2009年度23.8万トンと比較的安定しており、B limit、これは1982年の水準15.4万トンより高い状態でございます。資源水準は中位、資源動向は横ばいというふうに判断しております。親魚量をB limit以上に維持することを基本にABCを8.4万から14.9万トンと算出しております。

続きまして、1枚めくっていただきますと、すけとうだらの日本海北部系群でございます。

資源量は2006年級群の加入が良好であったため、2009年度の資源量は10.8万トンとわずかに回復しておりますが、資源水準は依然低位で、動向は横ばいという状況でございます。親魚量水準3万トンをB ban、それ以上親魚量が下がると漁業の停止を求めるというB banを設定しているところでございます。親魚量、2009年度3.1万トンはB limit、これは2000年度水準の14万トンでございますが、大きく下回り、先ほど申し上げたB banをわずかに上回る状況でございます。2010年度以降に加入が良好な2006年級群が成熟することから、今後一時的ではありますが、親魚量が回復すると推測されております。親魚量の回復を基本といたしまして、ABCを2600トンから7100トンと算出しております。現在資源回復計画の対象魚種として漁獲努力量削減の取組が進行しております。

次、1枚めくっていただきますと、すけとうだらのオホーツク海南部でございます。

この系群は、ロシア海域からの来遊があり、ロシア水域の漁獲状況が不明で評価が困難な資源となっております。ABCの算出は行っておりません。日本水域の状況から資源は低位、動向は増加傾向と判断しております。ロシア海域では2005年、2007年級群が高豊度という情報がございます。

次のページがすけとうだら根室海峡でございます。

これもオホーツク海南部と同じくABCの算定は行っておりません。漁獲量はピーク時の1割を下回る水準でございます。資源水準は低位、資源動向は横ばいと判断しております。

次をめくっていただきますと、ここからまあじでございます。

まあじにつきましては、太平洋系群と対馬暖流系群に大別しているところでございます。

まず、まあじ太平洋系群でございますが、2009年の親魚量は、2万3000トンでございますが、これはB limitであります1986年水準の2万4000トンをわずかに下回っており、漁獲圧を現状より抑制することが望まれております。資源水準は中位、動向は減少というふうに判断しております。ただし、親魚量がB limitを下回るのは一時的であり、2010年以

降はB limitを超えると推定しております。これらのことからA B Cを3万1000トンから3万3000トンと算定しております。

次のまあじ対馬暖流系群でございます。

まあじ対馬暖流系群につきまして、親魚量は21万トンでございますが、これはB limit、2001年水準の15万トンを上回っておりまして、資源の回復措置は必要としておりません。資源水準は中位で、資源動向は横ばいというふうに判断しております。資源量や親魚量の水準を良好な範囲で維持することを基本といたしまして、我が国水域でのA B Cを13.7万トンから18.7万トンと算定しております。

次をめぐっていただきますと、まいわしでございます。

まいわしについても太平洋系群と対馬暖流系群に大別しております。御承知のように数十年単位で大きく変動する資源でございます。

まず、太平洋系群でございますが、資源は極めて低い水準にあり、近年はおおむね横ばい状態でございます。ただし、親魚量は2009年、7万2000トンございまして、B limit、96年の22.1万トン大きく下回っております。加入量などの年変動が大きいため、将来予測における不確実性は高く、資源水準は低位で、資源動向は増加と判断しております。親魚量の増大を図ることを基本といたしまして、A B Cを5万3000トンから14万トンと算定しております。

続きまして、まいわし対馬暖流系群でございますが、これにつきましては資源水準は低位、資源動向は増加と判断しております。2007年の漁獲量が1万トンを超える等回復の兆しがうかがえますが、まだその水準は低いこと。それから、資源量推定の不確実性が高いために、A B Cは算定しておらず、専獲を避け、混獲程度の漁獲にとどめることを提言しております。

続きまして、さば類でございます。

さば類につきましては、太平洋に分布する太平洋系群のまさば、ごまさばと、日本海、東シナ海に分布する対馬暖流系群まさば、東シナ海系群ごまさばに大別しているところがございます。

まず、まさば太平洋系群でございますが、これにつきましては、2004年級群と2007年級群の加入が良好であり、資源量は最低水準を脱しつつあります。2009年、2010年級群は2004年級群の半分程度でございますが、いずれも高い加入水準でございます。2009年親魚量の23万トンはB limitであります45万トンを依然として下回っております。資源水準は低

位で、資源動向は横ばいと判断しております。親魚量のB limitへの回復を目標として、ABCを、ここにございますように、11.4から26.4万トンと算定しております。本資源につきましても資源回復計画の対象系群として努力量削減の取組が進行中のございます。

めくっていただきますと、まさば対馬暖流系群のございます。資源水準は昨年の低位から中位に上がり、資源動向は増加と判断しております。親魚量、2009年、31.8万トンはB limitであります24.7万トン水準以上に維持することを基本としまして、我が国水域でのABCを11.7から16.8万トンと算定しております。

続きまして、ごまさばのございます。ごまさば太平洋系群のございます。資源水準は高位にございます。資源動向は減少と判断しております。親魚量、2009年、19.6万トンはB limit、96年の3.8万トンを十分に上回っている状態のございます。親魚量をB limit以上に維持することを基本に、ABCを13.3から25.4万トンと算定しております。

続きまして、ごまさば東シナ海系群のございます。資源水準は中位であり、資源動向は減少傾向にあると判断しております。親魚量、2009年5.0万トンはB limitであります2004年の3.9万トンを上回っているということのございます。そのために親魚量をB limit以上に維持することを基本に、我が国水域でのABCを4.7から6.0万トンと算定しているところのございます。

次、めくっていただきますと、今度はするめいかのございます。

このするめいかは産卵時期や分布の違いで、秋季発生系群と冬季発生系群に分かれております。分布・回遊につきましてはそれぞれここにございますような違いがあるところのございます。海洋環境によって変動が大きく、資源動向を注視する必要がある資源のございます。

まず、するめいかの冬季発生系群のございます。ここにありますように、2010年の親魚量は27.7万トンと見込まれ、B limitであります20万トンを上回っております。近年の漁獲水準であれば特に問題はないというふうに見ております。資源水準は中位、動向は横ばいと判断しております。漁獲圧の維持及び親魚量の維持シナリオに基づきまして、我が国水域のABCを10.6から14.1万トンと算定しているところのございます。

次をめくっていただきますと、するめいかの秋季発生系群のございます。2010年の親魚量は48.0万トンとB limit、39.5万トンを上回っております。資源水準は高位、資源動向は横ばいと判断しております。同様に漁獲圧の維持と親魚量の維持シナリオについて、我が国水域でのABCを7.6から13.1万トンと算定しているところのございます。

次、めくっていただきますと、ずわいがにでございます。

ずわいがににつきましては4つの系群を評価しています。年齢形質を持たないこと、同じ大きさでも年齢が異なることから資源評価がなかなか難しい資源でございます。

まず、ずわいがにの日本海系群でございますが、これは富山県以西のA海域と新潟以北のB海域に分けて評価しております。A海域の資源水準は中位、資源動向は横ばいと判断しています。B海域の資源水準は中位、資源動向は横ばいと判断しております。親魚量の増大から維持のシナリオに基づきまして、A海域のABCを4300トンから6300トンと算定しております。また、B海域のABCを250から590トンと算定しているところでございます。

続きまして、めくっていただきますと、ずわいがにの太平洋北部系群でございます。資源水準は中位、資源動向は横ばいということでございます。雌がにの資源量を減少させないことが重要でございます。現状の資源量の維持から資源量の維持シナリオについてABCを210トンから424トンと算定しております。

隣のページのずわいがにオホーツク海系群でございますが、ここでございますように、資源水準は低位、動向は増加と判断しております。分布密度が増加しており、現状の漁獲量は資源を持続的利用可能な範囲に抑えていると考えています。漁獲量の維持及び資源動向に合わせた漁獲というシナリオに基づきまして、ABCを310から420トンと算定しております。

次、めくっていただきますと、ずわいがにの北海道西部系群でございます。これは現在道知事許可船3隻によるべにずわい漁業と兼業的に営まれている小規模な漁業であります。現在の操業形態になった97年から2007年まで漁獲量は30～40トンで安定しておりましたが、2008年以降減少傾向にあります。資源水準は中位、資源動向は横ばいと考えております。現状の漁獲量を維持することを管理の考え方として、ABCを43トンと算定いたしております。

その隣のページにTAE対象魚種の資源水準一覧を挙げております。これにつきましてはお手元にあるとおりでございますので、ごらんになっていただきたいと思います。

資源状況に関する御説明は以上のとおりでございます。

○内海管理課長 それでは、ただいまの資源評価に基づきまして、23年TACの説明に入りたいと思います。

まず、TAC設定についての御理解を賜りたいと思いますので、簡単に23年TAC設定

のポイント、資料２－２でございますが、これをごらんください。

23年TACの設定に当たっては、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」の規定にのっとり、また「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」に定める理念、方法等に基づくとともに、特に、ここに書いた以下の考え方により行うことにしたいというふうに考えております。

まず1点目、TACの設定については、漁業の経営事情を勘案しつつ、生物学的許容漁獲量でありますABCを可能な限り超えることのないようにするものとしております。

なお、ABCにつきましては、先ほど漁場資源課長の説明にもありましたように、資源管理の目標や期間の設定、つまり資源管理のシナリオによってその値が異なりますので、複数の管理シナリオに基づくABCが算定されているところであります。

2点目ですが、TACを設定する時期ですが、より直近の資源動向等を踏まえて設定すべきと考えておりますので、こちらの表にありますとおり、各魚種ごとにTACの管理期間が開始される直前にそれぞれ設定することとしております。今回ですと、まあじ、まいわし、するめいかということで管理期間が1月から12月ですので、その前年の11月、この時期に設定したいと考えております。

3点目ですが、資源の将来予測等には精度の限界があることを踏まえ、漁期開始後、資源評価が当初の見込みより大幅に改善されることが見込まれる場合には、新たな科学的データ等を用いて速やかに資源の再評価を行い、その結果を踏まえて漁獲可能量を改定することとしたいと考えております。

また、浮き魚資源につきましては、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じ、漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定、追加配分を行うこととしたいと考えております。

それから、4点目としましては、今回のTAC設定とは直接関係ありませんが、主たる生息水域が外国水域にある資源、すけとうだらのオホーツク海南部ですとか根室海峡、ずわいがにオホーツク海系群、こういったものですが、これについては我が国水域への来遊状況に年変動があることを考慮して、来遊状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量をベースにTACを設定していきたいと考えております。

これがTAC設定ポイントというところで考えている中身であります。

次に、具体的数量であります、資料については資料２－３と資料２－４を用いて説明したいと思います。

今回TACを設定する魚種は、まあじ、まいわし、するめいかの各種であります。

まず、まあじについて御説明したいと思います。資料2-4、横長の紙ですが、これをごらんいただきたいと思います。

まあじにつきましては、資源管理を行う管理方針、上段の中段あたりに書かれておりますが、中期的管理方針、これを定めております。この中身は、「太平洋系群については、資源水準の維持を基本方向として、管理を行うものとする。対馬暖流系群については、大韓民国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持若しくは増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、資源回復計画に基づく取組により、管理を行うものとする」というふうにされております。

先ほど説明がありました生物学的許容漁獲量、ABCですが、これは下段の表にまとめております。これは先ほど言いましたように、漁獲シナリオに応じて複数算定されておりますが、両系群とも現状の親魚量の維持、黄色で塗っておりますけれども、これとなるシナリオが中期的管理方針に該当しているということで、これを採用しまして、結果的に数量は太平洋系群は3万3000トン、対馬暖流系群は我が国200海里内の数量ですので、括弧内の数量になります。18万7000トンとなります。合計が22万トンとなりますので、これをベースとしてTACの設定を行いたいと考えております。

上段に戻っていただきまして、23年のTAC数量はABCと同数の22万トンにしたいと考えております。

なお、TACの設定におきましては、この審議会でご議論いただく前に、TAC設定に関する意見交換会というものを事前に実施しております。今回も10月19日にこの種にかかわる意見交換会を公開で行ってございました。その際の意見ですが、まあじにつきましては、太平洋系群については、2009年の親魚量がB limit、2万4000トンを下回って、これは親魚量が2万3000トンということですので、1000トン下回っており、ABC算定のための基本規則ではB limit以下に減少した場合には回復措置をとることとなっており、中期的管理方針では維持シナリオをとるのはおかしいのではないかという御意見をいただいております。これに対しましては、B limitは確かにABC算定のための規則では資源の回復措置をとる閾値として計算されておりますが、この親魚量とB limitの差は、先ほど言いましたように1000トンと小さく、B limitを下回るのは2009年のみであり、今後の親魚量のシミュレーションをしましたところ、今回TACの基礎とした現状の親魚量の維持のシナリオの場合であっても、2010年から親魚量はB limitを超えていく。2010年は、ちなみに

2万9000トンというシミュレーションの数字が出ておりまして、それ以降、B limitを超えるということでありますので、中期的な管理方針に即した維持のシナリオを採用したいというふうに考えたところであります。

なお、先ほど来御説明しております中期的管理方針というものにつきまして、この改定につきましてもその折、質問を受けましたが、中期的管理方針につきましては、資源状況等を踏まえ、関係者の意見を聞きながら来年度改定をしたいというふうに考えております。基本的には中期的な見込みを持ちながら資源管理をしていくということで、こういった方針を定めているところでございます。

これに基づきまして資料2-3をごらんいただきたいと思いますが、大臣管理漁業、都道府県管理漁業への配分は、まあじにつきましては、大臣管理分が大中型まき網漁業ということで7万7000トン、知事管理分の配分量につきましては、この資料の裏を見ていただきますと、それぞれ各県、数量配分と若干配分という形で配分を行っております。これがまあじのTAC設定でございます。

次に、まいわしについて御説明させていただきたいと思っております。資料2-4にお戻りいただきまして、2ページ目をお開きいただきたいと思っております。

まいわしにつきましては、現在中期的管理方針というものが「太平洋系群については、資源水準の維持を基本方向として管理を行うものとする。対馬暖流系群については、大韓民国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持若しくは増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、資源回復計画に基づく取組により、管理を行う」というふうにしております。

この方針を念頭に置きながら、資源評価の結果ですが、この下に表がございます。この方針に従ったABCとしまして、太平洋系群では、これも黄色で図示しておりますが、親魚量の維持というシナリオを採用しまして、ABCは14万トンという数量になります。対馬暖流系群につきましては、資源が極めて低位にあり、情報が不足しているということで、先ほど來說明がありましたが、ABCは算定されておられません。ただし、資源の定性的な評価が低位水準で増加傾向とされ、中期的管理方針に即したABCの参考値というものを算定していただいております。これは表のほうに、ちょっと字が小さいですが、※印で最初の部分に書かれております。参考値として親魚量を維持する数量、1万1000トンという数量とされております。これを採用しますと、まいわしにつきましては15万1000トンと

いう形になりまして、TACにつきましては、その上のほうに数量としてありますABCと同数の15万1000トンというものを設定したいと考えております。

この配分ですが、資料2-3をごらんいただきますと、まいわしにつきまして、大臣管理分は8万6000トン、知事管理分につきましてはその裏にございますが、すべて配分は若干配分という形にしております。まいわしにつきましては、特に資源の減少に伴い漁獲量が低い水準で推移していることに加え、漁場形成が不安定で、混獲による採捕のウェートが高まっているということで、数量による厳格な管理というものが都道府県においては非常に難しいということで、過去の漁獲実績がおおむね30トン以上ある都道府県については若干量ということで張りつけさせていただいているというものであります。

最後に、TACについて、するめいかについて御説明をさせていただきます。もう1度資料2-4にお戻りいただきまして、その3ページ目をごらんください。するめいかの中期的管理方針につきましては、「高、中位にある資源が海洋環境の変化により大幅減少に転じる可能性があることから、資源動向の把握に努めつつ、海洋環境条件に応じた資源水準の維持を基本方向として管理を行う。資源水準の変動に際しては、関係漁業者の経営への影響が大きくなりすぎないように配慮を行うものとする」という形にしております。

この方針を念頭に置きながら、ABCの数量ですが、その下にあります数量が算出されております。両系群ともに現状の親魚量の維持というシナリオを中期的管理方針に基づきましてそのシナリオを採用しましたところ、冬季発生系群については14万1000トン、秋季発生系群については13万1000トン、括弧内の数字になりますが、この数量がABCとして参照できる数量になります。合計は27万2000トンという形になります。このABCに基づきまして、TACも同数量、27万2000トンというものを設定していきたいというふうに考えております。

配分につきましては、資料2-3をごらんいただきますと、大臣漁業管理内の配分量につきましては、関係漁業者間の確認に基づき配分しました結果、ごらのそれぞれの数量になっております。知事管理分につきましては、その裏にありますが、すべて若干配分という形をとらせていただいております。

なお、するめいかにつきましても、さきの意見交換会で、TACを削減するならば、TACの内数にある外国粹群を削減するべきではないか。外国粹群の確保をするならば、漁業経営状況を勘案し、ABCを超えるTACを設定すべきではないかというような御意見をいただきました。外国分への配分数量は、今後漁業交渉により決定していくこととなり

ますが、やはり日本漁船が相手国水域に入漁しているというような関係等を考慮すれば、あらかじめ一定数量を確保して交渉に臨む必要があります。なかなかTACの削減分に応じてこの数量を削減するという事は非常に困難であります。ただし、数量はコメントは差し控えさせていただきますが、外国船分の配分数量というのはそれほど大きなものではありません。

また、ABCを超えてということではあります、これは先ほど来説明しておりますように、できるだけABCの範囲内におさめるということの方針を持って臨んでおります。一部資源の悪化が見込まれておりますすけとうだらといったものを除いて、ABCの範囲内でTAC設定を行っているところであります。今回、それを勘案しまして、先ほど来説明した案でTACを設定したいと考えております。

以上、3魚種について御説明しましたが、その他の魚種につきましては、先ほど説明しましたように、それぞれの管理期間前に諮問する予定としております。

なお、今回のTAC案につきましては、先ほど説明しました意見交換会のほかに、パブリックコメントにおいて意見募集を行っておりますが、パブリックコメントにおいては直接TACに関連する意見等はございませんでした。

引き続きまして、23年のTAE、漁獲努力可能量の設定について説明をさせていただきたいと思っております。資料2-6をごらんください。

TAE、漁獲努力可能量制度はTAC制度と同じ「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に規定された漁獲努力量の総量管理制度であります。管理にかかる手続はTAC制度と同様であり、第2種特定海洋生物資源ごとに努力量の総量の上限を基本計画に定めております。

また、このTAEは採捕行為そのものを規制するものですので、対象魚種以外の漁獲も実質上制限されることから、期間、海域を定めて管理することとしており、漁獲努力量は統一的に操業隻数と操業日数の積である操業隻日数で管理をするということとしております。

また、具体的にこの努力量の可能量制度については、資源回復計画と連携した運用を行うということにしております。国又は都道府県においては資源回復計画を作成しまして、その中で減船、休漁、保護期間の設定、保護区の設定といったものにより、漁獲努力量の削減を行うということをしてしておりますが、努力量を削減する部分以外で漁獲圧力が高まる可能性がありますので、このため、このTAEに関しましては、漁獲努力量の増加を抑制

することを目的に、漁獲努力量を削減させた部分以外で漁獲圧力が強まる可能性の高い部分に対して努力量の上限を設定するといったような運用を行っております。

具体的には資源回復計画とTAEとの関係は資料の2ページにお示ししているところであります。

23年のTAEの設定でございますが、資料の3ページ目に数量等ございますが、23年は平成22年のTAEの数量から変更はございません。ということで、TAEも前年と同じということで設定をしております。

以上が諮問第181号に係る資料の説明でございます。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

資源評価の結果の説明、それからTAC設定のポイントについて説明いただきまして、23年度のTACの設定、まあじ、まいわし、するめいか、それぞれの大臣管理分、知事管理分の配分、それから23年度のTAEについて御説明いただきましたが、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問ございますでしょうか。

はい、お願いします。山田委員。

○山田特別委員 するめいかでお聞きしたい点があるのですけれども、今、北海道根室海峡、オホーツク海、ここでいかはことしは豊漁でとれているんですね。いかは秋と冬、2回、東シナ海で産卵して回るというのですけれども、私どもずっと昔から認識としては根室海峡、もしくはオホーツク海でとれるいかはここで死滅するというんですか、いかの墓場は根室海峡とオホーツク海だと。こういう認識にあるんでね。ですから、現実的に今私どもオホーツクでとっているいかというのは、21キロぐらいトロ箱で大体85尾から90尾ぐらいのいかです。これが大体65尾、60尾ぐらいに大きくなって、終わりになってくると足が短くなって、いかはこれで終わりだなと、こういう傾向になってくる。多分あそこで死んでいると私どもは思っているんです。あのいかに戻っていくとは思わないんですね。

TACを設定したときに、こういう漁があったときにTACをオーバーするというときに、死ぬ資源ですから、有効に資源を利用するとするならば、TACをオーバーしてもいいんでないかと。いいんでないかという言い方はおかしいのですけれども、TACはオーバーする可能性があるわけですね。こういうことについてはどういうふう考えたらいいんですか。資源を有効利用する。死ぬ魚なんです。これが戻って帰るといふなら別ですけどね。私どもは根室の漁師もオホーツクの漁師も戻って帰るとは思っていないんです。あそこで死ぬと思っておりますから、そうすると、せっかくいる資源を死なせてとらな

いでいいのかと。

どうですか。

○内海管理課長 基本的にはTACの設定、先ほど来長々とそれぞれ系群、系群ということでそのお話をさせていただいて、これはTAC設定の際に科学者の方に資源の状況を見ていただくのですが、この系群というのは1つの資源の単位のまとまりで、まさにお話があった、産卵をして、生まれて、回遊をして、またそこに産卵をして戻っていくということでの1つの資源の単位を指します。資源管理というのはそれを単位に評価をして、数量設定していかないといかんだろうということと言われております。それぞれの中で今御指摘があったような、ローカルな群がいるのではないかというようなことはよく聞くのですが、そこはやはり資源の調査をして、研究をして、そういうローカル群があって、その魚種がそういう部分で完結するのかどうか、そこを調査しないことには、そうすると、改めてその部分についてのTACの設定をして、それで漁獲をしていただくということになろうかと思えます。

多分今の御指摘を踏まえれば、我々、なかなかここでこうですという資料を持っていないと思いますので、研究者の方々にその部分をもう一度精査していただくということが必要になるのかと思えます。

○山田特別委員 ぜひ研究者の方にこの点については早急に出していただきたいなど。せっかくの資源が無駄になるわけですから。私たちは到底戻るとは考えていないんですけれどもね。科学者ですから、科学的にどういう結論が出るかわかりませんが、戻るといふのであれば今の考え方もわからんことはないんですけれども、戻らないのだとするならば、TACをオーバーした分についてどうするのかというのはまた別の論議をしなければならんのかな思っています。

○櫻本分科会長 確かにそこで死んでしまうのであればとつても資源に影響はないと思いますけれども、それをある程度事実関係を調べないとわからないと思いますので、科学者に対する1つの問題提起をされたというふうに解釈をしたいと思えます。ありがとうございました。

ほかに御意見ございますでしょうか。

はい、お願いします。八木田委員。

○八木田特別委員 資料2-5の資源評価結果についてということで、さんまに関してなんですけれども、この結果についてではなくて、資源評価のあり方についてちょっと意見

があるのですけれども、さんまの場合、西経の165度以西ということで非常に範囲が広いということで、その中での資源評価をしますと、確かにこういう資源水準は中位、資源動向は減少ということになるのかなと思うんですけれども、1ページ目の中層トロールの図からもわかるように、漁場が1区、2区、3区と分かれているように、私は、系統は同じであったにしても、この海域別にもう少し細かく資源評価したほうが、ちょっと手間はかかるかもわかりませんが、いいのかなという思いがあるんです。というのは、この資源評価が結果的に陸上の流通業界にしても、私ども漁業者にしてみると、実際魚をとっていますから、この資源評価ととっている状況に乖離があったのはつぶさにわかるのですが、陸上のほうでの加工業者とか、確かに揚がらなければとれないなということになるのですが、ここでこういう中位とか、過去には高位安定という形で出てくると、勘違いしてしまうのかなと。そういう部分、誤解を招く部分があるのかなという思いがあるので、この辺、もう少し細部にわたって資源評価を出したほうがいいのかなという思いがあるのですけれども、いかがでしょうか。

○香川漁場資源課長　さんまにつきましては、私ども現在1系群ということで北太平洋の系群について評価しております。ただし、おっしゃるところは非常によくわかることでございまして、毎年6月、7月に漁期前の分布調査をやっておりますが、それによりまして、年によって、東側、日本から遠い部分に非常にたくさんある場合がありますとか、日本に近い水域で非常に資源が多い場合、いろいろございます。私ども毎年その結果については漁期前にどの海域で、中層トロール、あるいはネットによってさんまが多いと。この3分割した中でもどの辺に多いというのは毎年御説明をしております。3つに分けて資源評価をしたほうがいいのかどうかということについてはまた研究者とも話をしたいと思いますが、いずれにしろ、毎年漁業者の方、あるいは加工業者の方のために漁期前調査の結果についてはどこの区域でどのくらいの密度がありましたということは御説明しておりますので、まずそれをごらんになっていただいとしたいと思います。

○櫻本分科会長　よろしいでしょうか。

○八木田特別委員　どっちみちよく検討していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○香川漁場資源課長　それは相談いたします。

○櫻本分科会長　では、検討をよろしく願いいたします。

ほかに御意見ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問第181号につきましては原案どおりということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○櫻本分科会長 では、そのようにさせていただきます。

諮問第182号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

○櫻本分科会長 それでは、次の諮問事項に入ります。

諮問第182号の「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について」、説明をお願いいたします。

○長谷沿岸沖合課長 沿岸沖合課長の長谷でございます。お手元の資料3に基づき説明いたします。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

22水管第1387号

平成22年11月12日

水産政策審議会

会長 櫻本 和美 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

(諮問第182号)

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4号第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

今回の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正の内容ですけれども、資料3の2枚目に説明がございますので、お聞きください。2項目の改正を予定しております。まず1つ目ですが、大中型まき網漁業に係る漁獲成績報告書の提出時期の改正でござい

ます。

まず、改正の背景について説明いたします。

大中型まき網漁業については、省令の規定に基づき、漁獲成績報告書の提出を義務づけておりますが、その提出期限については海域ごとの操業実態の違いを踏まえて定めています。具体的にはアとありますのは九州日本海、イはいわゆる海まきの中央太平洋、ウはそれ以外の水域になりますけれども、それぞれアとイの海域は航海ごと、ウの海域は月ごとに提出することとしています。アの水域、九州日本海におきましては、自主休漁期間であるいわゆる月夜間、月の光がさえる旧暦の13日から19日までの期間ですけれども、この期間を除いて、連続して操業しているため、1回の操業が月夜間から次の月夜間までの約20日間にわたることになります。このため、1回の操業が、例えば11月から12月というように複数の月にまたがることが多く、これに伴い、漁獲成績報告書の提出についても、ウのように月ごとに提出することとはせず、航海ごとに航海後速やかに提出することとしています。

一方、現在では、連絡・通信手段の発達により、洋上の船舶から自社や業界団体に連絡・通信をすることが可能なため、漁業者は日々の漁獲情報を正確に把握することができるようになっていきます。

しかしながら、アとウの両方の海域にまたがって操業する漁業者にとっては、海域ごとに漁獲成績報告書を提出する時期が異なるため、当該漁業者にとってわかりづらくなっていることと、このために漁獲成績報告書への誤記入などのおそれがあります。

また、燃油高騰などの影響によりまして、1回の操業期間が短くなる場合も多くなってまいります。そうなりますと、1月の間に複数回の操業をした場合には何度も報告書を提出しなければならず、漁業者の負担になっております。

アの海域については月ごとに提出することとしても、適切な資源評価は可能であり、またアとウの海域をまたがって操業する場合や、1月の間に複数回操業する場合の報告書の提出に関して問題が生じていることから、漁獲成績報告書の提出時期を見直し、月ごとに提出することとしたいというものです。このため、アの海域での操業に係る漁獲成績報告書について、毎月の報告書を翌月の10日までに提出することとします。つまり、ウの海域の操業と同様の扱いとする改正でございます。

なお、施行日につきましては、事務作業に混乱が生じないよう、漁業者が休漁いたしません年末年始を踏まえまして、平成23年1月1日を考えております。

2つ目なんですけれども、これは遠洋かつお・まぐろ漁業におけるめばちの採捕禁止海域の範囲の改正でございます。

まず、改正の背景について説明いたしますが、遠洋かつお・まぐろ漁業に関し、地域漁業管理機関で漁獲量の上限が定められている魚種のうち、大西洋くろまぐろ及びみなみまぐろ以外の魚種については、省令に基づき、漁獲状況を勘案して、農林水産大臣が告示で当該魚種の採捕を禁止する期間を定めることによって管理できるようにしております。

東部太平洋のめばちについては、全米熱帯まぐろ類委員会によって漁獲量の上限が定められておりますけれども、平成22年8月27日に新条約が発効いたしまして、全米熱帯まぐろ類委員会の管理水域が拡大されました。このため、めばちの採捕を禁止する東部太平洋の海域の範囲を新条約の管理水域に合わせるという改正です。

なお、施行日については、次の漁期の開始日である平成23年1月1日を考えております。以上でございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

2点御説明いただきましたけれども、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

特段なければ、諮問第182号につきましては原案どおりということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○櫻本分科会長 では、そのようにさせていただきます。

諮問第183号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（日本海の海域）の公示について

○櫻本分科会長 それでは、次の諮問事項に入ります。

諮問第183号の「漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（日本海の海域）の公示について」、説明をお願いいたします。

○花房遠洋課長 それでは、お手元の資料4に基づき、説明させていただきます。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

22水管第1425号

平成22年11月12日

水産政策審議会

会長 櫻本 和美 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（日本海の
海域）公示について（諮問第183号）

日本海の海域における中型さけ・ます流し網漁業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成23年3月20日から平成24年3月19日までと定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

公示案の基本的な内容ですが、2ページ目に説明がございますので、お開きください。

今回諮問いたしますのは、日本海の海域で操業するさけ・ます流し網漁業でございます。この漁業は例年3月下旬から操業が始まりますので、3カ月間の公示期間を確保するため、今回諮問いたします次第でございます。平成23年の許可又は起業の認可の隻数につきましては、22年度に隻数の増減はなかったことから、平成22年度の公示隻数と同数の4隻にしたいと考えております。それ以外の操業条件につきましても変更はなく、操業期間につきましては従来どおり3月20日から開始し、終了日は我が国200海里水域内におきましては7月10日までとし、申請期間は公示の日から翌年2月28日までとしたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

何か御意見、御質問ございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○櫻本分科会長 特段なければ、諮問第183号につきましては原案どおりということにしたいと思います。

諮問第184号 漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示に
ついて

○櫻本分科会長 それでは、次の諮問第184号ですが、「漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について」、説明をお願いいたします。

○花房遠洋課長 では、続きまして、資料5でございます。
諮問文を読み上げさせていただきます。

22水管第1495号

平成22年11月12日

水産政策審議会

会長 櫻本 和美 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について（諮問
第184号）

小型捕鯨業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成23年4月1日から平成24年3月31日までと定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

2枚目に公示案の説明がございますので、おめくりください。

小型捕鯨業の許可の有効期限が23年3月31日に満了することとなり、引き続き許可を継続する必要がございますので、次ページの別紙で公示案を定めてございます。3ページ目をお開きください。

23年度の許認可の公示隻数は、表の下段にございます9隻になっておりまして、本年と同じ隻数としております。

続きまして、次のページをごらんください。許可又は起業の認可を申請すべき期間でございますが、答申をいただきましたら早速公示をいたしまして、平成23年2月28日までの3カ月間を申請期間に充てたいと考えております。

備考でございますが、この許可に係る有効期間は、対外的な関係で平成23年4月1日か

ら24年3月31日までの1年間と定めたいと考えております。

また、鯨類の資源管理につきましては、国際的にも関心が高いことから、例年と同様、毎日の捕獲頭数の報告義務や捕獲停止などを命ずる制限又は条件を定める予定でございます。

最後のページに毎年の小型捕鯨業の捕獲実績を参考として添付いたしました。平成22年度につきましては、現在操業中であるため、21年度の実績を御報告させていただきますが、ツチ鯨で67頭、ごんどう鯨22頭、その他の鯨、これはおきごんどうですけれども、0となっております。

以上が諮問の内容でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に対しまして何か御意見、御質問ございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○櫻本分科会長 それでは、原案どおりということにしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○櫻本分科会長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、諮問第181号、諮問第182号、諮問第183号、諮問第184号につきまして、答申書を確認のために読み上げさせていただきます。

答 申 書

2 2 水 審 第 1 3 号

平成22年11月12日

農林水産大臣 鹿野道彦 殿

水産政策審議会

会長 櫻本和美

平成22年11月12日に開催された水産政策審議会第48回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問どおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第181号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第182号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

諮問第183号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（日本海の海域）の公示について

諮問第184号 漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について

それでは、次長にお渡しいたします。

〔答申書手交〕

（審議事項）

すけとうだら（太平洋系群）TACについて

○櫻本分科会長 それでは、次に審議事項に入りたいと思います。

すけとうだら（太平洋系群）のTACについて、事務局から説明をお願いいたします。

○木島資源管理推進室長 資源管理推進室長の木島でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、すけとうだら太平洋系群の漁獲可能量の運用につきまして御説明をいたしたいと思います。

まず、すけとうだらの漁獲可能量、特に太平洋系群でございますけれども、資料6にございますように、未成魚がロシア水域に分布するということが知られているわけでございます。こういう点から新規加入群の評価が難しいという特徴がございます。また、沿岸の漁獲努力量のデータが十分整備されていないということから、直近の漁獲のデータについて判断が難しい。そういう課題があるというわけであります。

一方、すけとうだらは寿命が十数年という非常に長命な魚でございます。一定年齢に達すれば、その資源の動向についてはかなり高いレベルで評価が可能だという状況にございます。

一方、特に沿岸でございます。昨年もこういう事態が生じたわけでありまして、漁期が数カ月短い中で、海況の変動によりまして、来遊の状況が大きく変わるということがございます。漁業現場からは資源評価の精度の見直し、向上ということと、あとは漁獲可能量の機動的な見直しというところを強く求めているわけでありまして。

このようなことから、すけとうだら太平洋系群に関しましては、より正確な資源評価となるように、特に沿岸の直近の漁獲データの収集に努めるということを早急にやらなければいけないわけでありまして、それを踏まえて、必要に応じて再評価が迅速に行えるような体制を早期に構築する必要があるかとございます。

これは実際上はデータの蓄積がないと評価ができないということから、それが十分整備されるまでの間は、本系群の来遊状況に大きな変化が見られた場合には、すけとうだらの資源特性を踏まえまして、次のようなやり方でTAC制度の柔軟な運用に努めることとしてはどうかということでございます。

今回御提案申し上げます新たな管理方式でございますけれども、前提としては、従前に見られなかったような良好な来遊状況があった。さらに関係漁業者が休漁、網の削減など努力量の大幅な減少を行った上で、さらに道南太平洋の地域におきまして、沿岸の10月の採捕日の1日当たりの漁獲量が500トンを超える。この500トンと申しますのは、過去10年の最高レベルの数字でございます。また、道南太平洋におきます11月の沿岸の採捕見込み量がおおむね9000トンを超えるだろうという非常に大量の漁獲があると見込まれる場合に、次のページをごらんいただきたいのですけれども、そのような条件を踏まえまして、北海道庁さんが、次年度の漁獲可能量を先行利用したいということを私ども水産庁に要望した場合には、先行利用量につき1万トンを上限として認めてはどうかと。ただし、先行利用に使用した分については、次年度の沿岸分のTAC割り当てから削減する。その削減分につきましては、激変を緩和するために、5000トンを上限とする。残余分につきましてはその次の年に削減するということでございます。

また、この削減が実施されている間は新たな先行利用は認めない。

さらに、先行利用した場合に、資源への影響がほとんど軽微であるということが科学的にも説明できる。このようなことを条件といたしまして、先行利用の可否を審議会に諮問してはいかがだろうかということでございます。

なお、沖合底びき網漁業に関しましては、このような沿岸漁業とのバランスをとるために、沿岸の先行利用を認めるとした場合には、要望によりまして、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

これは実際にこの審議会でも大分問題になった事案なのでございますけれども、それに対する対

応策ということですが、御意見、御質問、ございますでしょうか。

宮原委員、お願いします。

○宮原委員 実は北海道の関係者から私のところにもこの件については昨年来いろいろ要望がまいておまして、水産庁において先行利用していただけるというのは大変ありがたい話だと思っております。

ただ、先行利用が1年、2年と続く可能性はないのか。その辺のところをまずお聞かせいただきたいと思います。

○木島資源管理推進室長 先行利用に関しましては、それが恒常的に行われて、いわゆる既得権のような形になると、これはバランスの考え方からおかしいと思っておりますので、そこについては、今申し上げましたように、先行利用した場合には、その使った分を返した上で、それが返し終わったら次の先行利用を認めるというやり方を考えていきたいと思っています。

ただ、実際に毎年、毎年来遊状況がよいということは、すなわち資源状況が大きく改善されたというふうに考えられるものですから、まずそこにつきましては資源のしかるべき見直しがあるだろうということで、そのような場合にはそのような方向で対応すべきものだと思っております。

○宮原委員 ぜひその方向でよろしくをお願いします。

○櫻本分科会長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

須能委員、お願いします。

○須能委員 私も今回の先行利用はいいアイデアだろうと思います。かつてアメリカで漁業管理の中でコンプレックス・スピシーズといいますか、複合魚種の利用という形で、えさで競合するものが減っていれば、当然片方で言えばすけそうの資源が回復するわけですよ。そういうような形で、トータルで物を見れば、すけそうがふえた分、ほかの魚種がたまたま減っていれば、そういうことがあり得るわけで、暫定的なアイデアとして先行でとりあえず認めると。先ほど言われたように、資源を正しく見れば、要するに回復基調にあるということで、トータルで見直せるわけで、こういうような幾つかのアイデアを入れていくということは非常に結構なことだと思います。

よろしくお願ひしたいと思います。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ほかに御意見。

山田委員、お願いします。

○山田特別委員 先行利用することについても私は反対するところがないのですが、2年にわたってするというのはいかがなものかなという気がしますし、いいときはもちろん今室長が言ったとおり、翌年のTACで上積みすればいい話になってきますね。ただ、いいことばかり考えて、例えば資源量が翌年悪かったときにTACは下がりますね。悪くなったときに、例えば5000トンに戻すといったときに漁業者は大変なのではないでしょうか。いいことばかり考えているけれど、万が一資源評価が悪くてTACが減ったときには、返さなければならないんです、悪いときに。現状、現場はそれでうまくいくのかなと、そういう懸念をするのですけれど、どうですか。

○木島資源管理推進室長 これは実際に北海道庁さんともお話をし、当然ながら関係の漁業者さんとも道庁を通じて話をしていることだと思っています。すなわち、先行利用しようとする場合には、当然ながらそれは次年度の漁獲可能量が減ろうが、ふえまいが、返すのだと。ただし、1万トン使って、1万トン翌年に返すのは、それは確かにしんどいだろうから、5000トンを実際には返していただくということなわけです。ただ、現実には1万トンということを要請されても、例えばそのうち、皆さんがとり控えをして、4000トンしか使わなかったという場合に4000トンを返していただくことになります。

また、資源の動向につきましては、当然ながら先ほど非常に長く生きる長命な魚ということを申し上げましたけれども、大体動向は大方わかってきております。ですから、そういう点で来年度資源状況が悪化しそうだという場合には当然ながらそこは十分配慮して先行利用の要請をしていただくものだと思っております。

○山田特別委員 その辺がきちっと管理されるのであれば問題ないと思うのですが、そういうふうになったときに現実問題としていろんな問題が起きるのではなかろうかなと懸念をするだけですから、その辺がきちっと管理してもらえれば別段私は反対するものではありません。

○木島資源管理推進室長 そこは約束ですので……。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

東村委員、お願いします。

○東村委員 2つほどお伺いしたいことがあるのですが、まずこの先行利用に関しては、3にあるように、1の体制が整備されるまでの間ということに理解しているのです

けれど、大体何年ぐらいというのを考えていらっしゃるのかということ伺いたいということと、それとこれは私の理解不足だと思うんですけども、新たなTAC管理方式の前提条件の中で、「良好な来遊状況を踏まえ」ということはいいのですが、関係漁業者が休漁とか網数の削減等、自主的な漁獲努力量を削減しなければいけないという、その理由はどこにあるのか、この2点でございます。よろしく申し上げます。

○香川漁場資源課長 1点目でございますが、私どもも、研究所のほうもできる限り精度の高い評価をしたいということでございまして、そのためにぜひ沿岸の方の刺し網漁業のデータとか必要なデータの収集に努めて、できるだけ早く臨時再評価ができるように検討したいと、そういう立場でございます。

したがって、では、来年そういう体制になるのかということ今ここで明言するわけにはいきませんが、できる限り、北海道庁とも話をし、漁業者の方とも話をしながら、データを集めて、早くそのような臨時再評価ができるような形に持っていきたいと考えております。

ここで、できるだけ早くというふうにお答えをしたいと思っております。

○木島資源管理推進室長 2点目なのですが、まず良好な来遊状況、特にことしも非常にすけとうだらが押し寄せてきていると現場は言っているわけでありまして。そのようなすけとうだらを、ただ、来たからとるのだということでは漁獲可能量が非常に早期に終了してしまっていて、これは資源的に見てもよろしいわけではありませぬし、また漁獲可能量というのは数字を守って何ぼの世界なものですから、そこには当然ながら漁期を満遍なく使って、安定的にとっていこうという方向性に努力していただかなければならないというふうに思っています。実際にことしの道南太平洋における沿岸の取組でございますけれども、実際に休漁は漁期の半分を休漁しております。また、網数の削減に関しましても、通常の反数の4分の1にしている。とりあえず半分にしても、まだたくさん魚が来たので、さらに4分の1にしたという状況でございます。

このような取組を行っても、やはり先ほど申しました500トン、過去最大の漁獲量が見られる場合には、そこについては先行利用もやむなしなのかなということで、このようなやり方を御提案したところであります。

○東村委員 どうもありがとうございました。

○櫻本分科会長 須能委員、お願いします。

○須能委員 研究者の方に要望したいと思うんですけども、ことしの夏は冷夏だと気象

庁は予想したのが、猛暑で、実質上は偏西風の関係で変わりましたね。そういう異常な年の資源評価の中で、ちょっと私が危惧するのは、さんまの分布域は広いですね。けど、ことしはとれないのも事実だけれど、とれないのといないのとは別なんですね。要するに2日間ぐらいの漁場との関係で決めることがある面では必要なのだけれども、資源全体をどう見るかというときに、ことしの漁場の重心がどこにあって、どうなっているのか。そういうものを見ないままに、安易に資源水準は中位だとか不安定だとか何かやると、右往左往しているような気がして、私は今回のさんまについて資源評価をABCなり、TACを下げるような動きがちょっと学問的にいかなものかなと。

それから、いかのさっきの話も言わせていただければ、いかは1年魚で、我々の常識から言えば、1年魚というのはとり尽くしていいんだよというのがかつての現場的な発想なんですね。それがなぜだめなのかということの説明がない。

そういう意味でいくと、最近の科学者から出るデータについて非常に場当たりのという失礼ですけれども、長年の、100年からの歴史のある研究の知見との連続性にちょっと不安を感じるんですね。私は、先ほどのアメリカの複数魚種の管理というのを言ったのは、やはり現場の混乱をスムーズにするためには、今言ったように、すけそうが漁獲努力を減らしてもとれるということは大いに利用すべき時期で、そうじゃないと、陸上の産業でさけがとれない中ではすけそうで食べているわけですよ。ですから、各漁業種だけで物を見るのではないくて、地域の漁業というのはあらゆる魚種をとって対応しているわけですから、そのときに、すけそうの成長が大体4歳ぐらいで成熟ですから、十何歳まで生きますけれども、実質は7～8歳で成長を終わっているようなものですからね。

そういうことを考えると、ちょっといろいろなものを考え直してもらいたい。そういうことを我々が研究者の方と意見交換する場が非常に少ないものですから、出されてきた論理を水産庁が吸い上げて、ただ、我々に述べるのではなくて、実質上いろんなところで公開の場というのはあるとは言っているものの、現実には漁業現場での意見の交流の場がないために、出してきている数字と現場の実態とのずれがありますので、前にも言ったと思いますけれども、ぜひよろしく御指導、御協力のほどをお願いしたいと思います。

○香川漁場資源課長 現場との話については、できる限り私ども、特にすけそうだら等についてはいろいろ議論もありますので、みずから研究者が現場に行って、何回も足を運んで、それぞれ説明もしております。

それから、資源評価に際しても、いわゆる地域での意見交換会、東京での意見交換会を

何回もずっとやっておりますので、それで十分かと、完全かと言われると、そこは100%ではないと思いますが、できる限り現場に足を運んで説明をするようにということは研究者にもよくお話をしたいと思っておりますし、また、いわゆる漁業者の方、あるいは加工関係の方も、オープンにしておりますので、ぜひそういうところに参加していただきたいと思っております。

それから、さんまについては、きょう御説明しましたが、確かに前の年に来年のさんまはどうだというのは非常に難しいものですから、それは当然漁期前に私ども調査をしております。ことしの資源量はこれだけ少ないというふうにきょう説明させていただきましたが、これも当然、太平洋、北太平洋の広い範囲で6月、7月に中層トロールで資源調査をした結果、こういう数字を出しているということでございますので、できるだけそういう調査データの改善については、もちろんおっしゃるとおり、これからも改善に努めていきたいと思っております。そういう努力もなるべく直前に、漁期前にデータをとるという努力もしているということも御理解いただきたいと思っております。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

今須能委員会がおっしゃったことはTACの検討委員会でも同じようなことをおっしゃった記憶があるのですが、それは私もそういうふうに考えておまして、急には無理かもしれませんが、資源評価をするときに、実際現場で操業されている方も参加されて、評価自体をする段階でいろんな意見を出していただくというような形になればかなりいいのではないかと考えています。ぜひそういう面からも御検討をお願いしたいと思います。

ほかに御意見ございますでしょうか。

婁委員、お願いします。

○婁委員 さっきのすけとうだらの新たなTAC管理方式の前提条件の話なのですが、「自主的な漁獲努力量の削減を行った上で」という1つの条件つきで、今説明をお伺いしましたけれど、今の御説明を聞きますと、なかなかそれを自主的な漁獲努力量の削減としてカウントする、あるいはしないというような議論が出てくると思うんですね。要はTACの上限を超えましたのでやめるということは当たり前の措置ですから、そういうような措置を努力量の削減というふうに言えなくもないだろうとは思いますが、なかなか厳密にこれを議論すると、そうかなというふうになるのかなという気がしますが、そこら辺、いかがでしょうか。

○木島資源管理推進室長 努力量の削減と申しますのは、いかなる漁業であっても、例えば網漁業であっても、漁獲可能量を漁期満遍なく利用していこうという場合にはどの漁業者も行っているわけです。

ただ、程度の問題は確かに今婁委員が言われたように、そこに数字を当て込むとか、そういうことはなかなか難しいのかなと思っておりますが、今回の結局1万トン上限として先行利用をしようという場合であっても、これが単にその1万トンが漁獲可能量に上乘せされるということではなくて、その分は使えば、来年返さなくてはいけない。すなわち、仮に先ほど山田委員のほうからお話がございましたように、漁獲可能量が来年下がった場合にはさらに厳しい措置が関係漁業者に課されるわけでありまして。ですから、そういう点からすると、安易に先行利用を申請し、かつそれを使うというようなことは余り想定され得ないわけです。

そういうことからいたしますと、今回の場合については、先ほど申しましたように、実際には漁獲努力量は半分休んで4分の1の網の数ですから、8分の1ぐらいになっている。このような場合であっても、さらに漁業者側としては超えそうだと。すなわち盛漁期である1月に漁獲可能量を消化してしまうおそれがある。そういう場合に、あえて無理をして申請してくるということからすれば、そこについてはやはり認めてやるということも1つのやり方かなということで、今回御提案申し上げたわけです。

○婁委員 趣旨は私は非常に賛成で、認めるべきだと思っております。

ただ、この条件が厳密に考えると非常に厳しいかなと思います。要するに厳密にいろいろ指摘されると、なかなかこの条件を満たすのは非常に課題が残るかなという感じを私は受けましたので、ちょっと発言させていただきました。

むしろこういった良好な資源状況があるならば、自主的な資源管理体制をしっかりとられれば認めるべきではないかなというのが私の意見です。

○櫻本分科会長 東村委員、お願いします。

○東村委員 ちょっと重なる部分があるように個人的に思って発言させていただきますけれども、先ほどの回答でもちょっと触れられていたように思いますが、自主的な漁獲努力量の削減というのを、例えば先ほどおっしゃったように、ことしの例だと漁期を半分にしたたり、網を4分の1にしたたりという、明確な数字でもって努力量の目安というのをつくられるという方針ではないということですね。その時々々の状況を見て、これは努力量の削減があったなというふうになった場合に認めるということで理解してよろしいでしょうか。

○木島資源管理推進室長 これだからこうするとか、基準を決めるというのは、年によって、それは1つの経営状況なり、いろいろな要素を考えていかなければいけないものですから、ことし、今までと同じだからいいよと、もしくは今までよりちょっとでも少なければだめだというような一定の基準を設けるといのはなかなか難しからうかと思っております。

○櫻本分科会長 東村委員、よろしいでしょうか。

○東村委員 はい、ありがとうございます。

○櫻本分科会長 厳格にルールを決めて、それを満たしてなければだめだというやり方はなかなか難しいと思いますので、ただ、先ほど説明いただいたように、網の数を4分の1にしているとか、操業日数を減らしているとか、そういうのは数字として出てきますので、結果判断になるかもしれませんが、そういうデータはきちっと集めておいて示していただくということは非常に重要かなと思います。

ほかに。

山田委員、お願いします。

○山田特別委員 すけそうだらとは関係なくて、戻って申しわけないのですが、先ほどするめいかのときに発言しようかなと思ったのですが、ちょっと刺激が強過ぎて私は遠慮したのですが、須能委員がおっしゃってくれたので非常にしゃべりやすくなったのですが、するめいかは秋と冬、2回産卵しますね。1年ですよ。こういう魚種をTAC魚種にすること自体が違っているのではないかと。TAC魚種にするときにも議論があったのだと思いますけれども、見直しするという考え方はないんですか。TAC魚種から外す。

○櫻本分科会長 なかなか根源的な質問ですけど、いかがでしょうか。

○木島資源管理推進室長 するめいかに関しましては、あの当時、平成10年ですか、1年おくれですするめいかは漁獲可能量にしたわけですね。そのときは1つには、中国、外国に対しても割り当てを行わなければならない大型の魚種であるという中で、資源管理をしていく必要があるということで、たしか1年魚であるから、そもそも漁獲可能量になじむのかという議論が当時からございました。ただ、そうはいつでも資源を守っていくために一定の漁獲量を決めて、その枠の中で使っていくことが望ましいだろうということから、あのときも反対は多うございました。多うございましたが、漁獲可能量の対象魚種としたわけですね。

現時点でするめいかについて対象魚種から外すという考えは今私どもは持っておりませんが、やはりそういう声があるということについては今後とも検討していきたいと思っております。

○山田特別委員 ぜひ検討してください。

○櫻本分科会長 お願いします。

○内海管理課長 済みません。すけそうだらについても、いかについても、少しコメントしておきたいと思う部分がありますので、発言させていただきたいのですけれども、あくまでそれぞれの魚種においてそれぞれの特性はあるのですけれども、TACの管理、量的管理をどういうふうにしていくかということで、量的管理が適正なのか、適正でないのか。ただ、それを全部とってしまうと、その魚種について自由な漁業を行ってもいいんだということにはなかなかならない。

そうすると、何で管理するかということですが、TAC、あるいは今までの従来のいろんな許可制度の中で制限条件をかけるだとか、そういう制度があるかと思います。だけど、基本的にはいかの場合、年魚であっても、それぞれの各地で漁業が行われておりますけれども、とりたいたければ、それでも来年わいてくるんだということにはならんとやはり思いますし、その部分でどれだけの資源を残して、それを継続的に維持していくかという意味においては、TACの数量だとか、系群の考え方だとか、いろいろ御意見はあろうかと思いますが、そういう部分は今の時点ではやはりキープしておく必要があるのかなと思います。

それから、もう1つ、すけそうだらの話ですごく大事なものは、実はTACを設定する以上は、科学的な知見に基づいてその数量を当てていきたい。しっかりその部分、数量を把握していきたいという考え方があって、この資料にもありますように、本来であれば資源評価を迅速にして、その数量を確定した後にそれに基づいて漁獲をさせてくれというのが現場からの声であります。

ただ、なかなか太平洋の系群においては来遊状況ですとか、あるいはアップデートにそういうものがすぐに数量を確定することができるかどうかという部分、問題があるので、その間、TACについてこういう運用をさせてくれと。当然委員が少しおっしゃいましたけれども、TACについてそれを守るに当たっては、どの魚種についても漁業者の方がその利用について努力をしていただいている。これは一たん決めたものについて、すけそうについても、やはり漁業者の方が最初に与えられた枠の中でどれだけ努力していただく

か。その部分が自主的な漁獲努力量の削減、管理というということで、それとタイアップするのであれば、暫定的にこういうふうな形での利用を認めていこうと。そこでなかなか我々神様ではないですから、必ずその数量が当たるということではないので、その部分をうまく埋めながら対応していただこうと。漁業者の方の努力もあって、TACもこういう形で自分たちは決まれば守っていくんだ。けども、いろんな状況がある中でこういう方法ができないかということで、科学的なそういった知見を踏まえたTAC設定を前提として、やはり関係漁業者の方の御理解をいただいたということは少しお話ししておきたいと思えます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

ちょうどうまくまとめていただいたような気がしますので、それではこれでこの議題につきましては終わりたいと思えます。

(報告事項)

①指定漁業の許可及び起業の認可の状況について

○櫻本分科会長 それでは、次に報告事項に入りたいと思えますが、指定漁業の許可及び起業の認可の状況について報告をお願いいたします。

○森企画課長補佐 企画課制度班担当の森と申します。企画課長は所用によりましてこの場は欠席となっておりますので、かわりまして御報告させていただきます。

それでは、報告事項の「指定漁業の許可及び起業の認可の状況について」ということで報告させていただきます。

本報告につきましては、漁業法第64条に基づき、毎年本審議会に報告しているものでございます。

では、資料7に沿って御説明いたします。

表紙がございますので、2枚めくっていただきますと、表があります。その1ページ目ですが、指定漁業の許可期間及び許認可隻数の今年10月1日現在の状況及び昨年10月1日時点のものとの比較表となっております。

表の1番目から8番目までは5年ごとに更新する許可漁業になっておりまして、前回の更新は平成19年8月に実施したところがございます。9番目から11番目までの間は毎年更

新する1年許可漁業のものになっております。

許可、認可、それぞれの隻数につきましては表を見ていただければ御理解願えると思いますので、詳細な説明は省略させていただきます。

表の一番右側に許認可隻数の増減が出ております。これを見ていただきますと、全体でいいますと、37隻許認可数が減っております。この減少の理由としましては、起業の認可であったものが認可期間中に期限が切れてしまったことによる認可の失効や、許可漁業だったものが自主的に廃業したことにより減となっております。

次のページの2ページ目から4ページ目にかけては、この許認可の隻数のトン数階層別の漁業種類ごとの内訳をつけております。これにつきましても見ていただければわかると思いますので、詳細な説明は省略させていただきます。

最後の5ページ目でございます。参考としまして、指定漁業の漁獲量ということで載せております。漁獲量の実績につきましては、現在把握できるのは22年は今途中でございませので、20年と21年の数値となっております。漁獲量は指定漁業全体で16万6000トンの減少となっております。表の一番右の下の欄のところでございます。この減少でございますが、これは主に底びき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、太平洋さんま漁業での減少が顕著となっております。理由といたしましては、気象や海況、国際減船による影響ということと聞いております。

以上でございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

何か御意見、御質問ございますでしょうか。

②第1種特定海洋生物資源の採捕数量について

○櫻本分科会長 なければ次の報告をお願いいたします。

第1種特定海洋生物資源の採捕数量について。

○木島資源管理推進室長 資料8に沿いまして御報告いたします。

6月30日までのTAC設定がございませばとずわいがににつきましての実績の報告でございます。数量でございます。

これはここに書いてございますように、さばに関しましては、全体で75%、ずわいにつきましては70%の消化率であったということでございます。

その次の裏のページにそれぞれごとの消化状況がございます。例えばさばであれば、大
中型まき網で82%、また各県の状況はここに書いてあるとおりでございます。ずわいにつ
きましても各海域ごとの消化状況はこのようになってございます。

以上です。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

何か御意見、御質問ございますでしょうか。

(そ の 他)

○櫻本分科会長 なければ、以上で本日予定しておりました議事については終了いたしま
したが、何か議題に関係なく御意見、御質問等ございましたらお願いしたいと思います。

ないようでしたら、本日の審議はすべて終了しましたので、事務局にお返しいたします。

○内海管理課長 次回の資源管理分科会の日程ですが、先ほど説明しましたすけそうだら
のTACの先行利用の関係で、すけそうの漁獲量を注視していくわけですが、必要に応
じまして12月にまたお願いをしたいと考えているところであります。具体的日程は後日事
務局から調整させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

3 閉 会

○櫻本分科会長 それでは、どうも長時間熱心に御議論いただきましてありがとうございます
ました。

これで終了したいと思います。

——以上——